

## 所沢市設計委託最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市が発注する建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託(以下「設計委託」という。)の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)を執行するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる競争入札)

第2条 最低制限価格を設定する対象となる競争入札は、予定価格が50万円を超える設計委託に係る競争入札とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表に掲げる業種区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表に掲げる の欄から の欄までの合計額に、100分の110を乗じた額とする。

2 前項の規定により算出した最低制限価格が、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

測量業務において、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合  
予定価格に10分の8.2を乗じて得た額

測量業務において、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合  
予定価格に10分の6を乗じて得た額

建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務において、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合  
予定価格に10分の8を乗じて得た額

建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務において、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合  
予定価格に10分の6を乗じて得た額

地質調査業務において、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合  
予定価格に10分の8.5を乗じて得た額

地質調査業務において、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合  
予定価格に3分の2を乗じた額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別なものと認める場合は、予定価格に10分の6から10分の8まで(別表の測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、別表の地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で市長が定める値を乗じて得た額を最低制限価格とする。

4 最低制限価格の算出方法は、次に定めるとおりとする。

第1項に該当する場合 別表に掲げる の欄から の欄までの額を合計し、1,000円未満の端数を切り捨て、当該端数処理後の額に100分の110を乗じるものとする。

第2項又は前項に該当する場合 予定価格は税抜きの額を用いることとし、当該算出額から1,000円未満の端数を切り捨て、当該端数処理後の額に100分の110を乗じるものとする。ただし、第2項(第2号、第4号又は第6号に限る。)若しくは前項に規定する下限値を用いる場合又は本文に規定する端数処理後の額が予定価格(税抜きの額とする。)に下限値を乗じて得た額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、当該端数処理後の額に100分の110を乗じるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定する場合は、一般競争入札の執行にあつては入札公告に、指名競争入札の執行にあつては指名通知に、最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う契約について適用する。

## 別表

業種区分				
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

## 備考

- 1 の欄から の欄までの掲げる額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 複数の業種区分に係る業務を一括して発注する場合は、それぞれの業種区分に係る の欄から の欄までの合計額を合算した額とする。
- 3 地質調査業務の解析等調査業務費が建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても、地質調査業務の項の の欄によって算出する。